

◆入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
3	4	II	3	(7) ③	売電による収入	<p>1月6日付で公表された「入札説明書等に対する第1回質問への回答(一部)」において、No.18回答で「新エネルギー等電気相当量を含む売電単価は各事業者の判断」とありますが、現在、九州電力(株)が「新エネルギー等電気」(「電気」+「新エネルギー等電気相当量」)を購入する場合の購入単価は個別協議となっており、売電単価を事業者が事前に想定することは困難です。売電単価が運営費に及ぼす影響が非常に大きいため、事業者にとって大きなリスクとなります。全応募者の事業費用算出前提条件の公平性を担保するため、実際に取引される売電単価との差額を精算することを前提として、事業者が売電収入を算出する上で採用すべき売電単価(新エネルギー等電気相当量を含む)をご提示して頂きますよう、ご再考願います。</p> <p>例えば、東京電力(株)では地方自治体等が行う廃棄物発電からの余剰電力購入メニューがあり、新エネルギー等電気相当量を含む売電単価が下記のように公開されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季平日昼間時間帯 : 11.40円/kWh ・ その他季平日昼間時間帯 : 10.70円/kWh ・ その他時間帯 : 4.90円/kWh 	<p>別紙19を参照してください。ただし、九州電力との協議の中で、事業者決定後でなければ、売電単価の正式な協議に応じることができないと回答をいただいています。なお、資料中の『別添』と記載されているものにつきましては、閲覧を予定しておりますので、組合まで連絡をお願いします。</p>